

鹿屋市浄化槽設置推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置を推進することにより、市民の生活環境の保全及び水資源の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活排水 し尿及び生活雑排水をいう。
- (2) 生活雑排水 一般家庭及び事務所等から排出される厨房、洗濯、浴室等からの排水をいう。
- (3) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽及び浄化槽法第13条の規定による国土交通大臣の認定を受けた浄化槽をいう。

(浄化槽の設置)

第3条 生活排水を公共用水域等に排出する者は、原則として浄化槽を設置しなければならない。

(対象地域)

第4条 浄化槽の設置の対象となる地域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の許可を受け事業計画に定められた地区及び農業集落排水整備事業実施地区を除いた区域とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、公共用水域の水質の保全を図るため、生活排水によって水質汚濁を生じさせないよう心がけるとともに、市による生活排水対策の実施に協力するよう努めるものとする。

- 2 浄化槽管理者は、法令の定めるところにより、知事が指定する検査機関の行う使用開始検査及び定期検査を受けるとともに、適正な保守点検及び清掃等を行わなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、浄化槽の設置を支援するため、補助制度等の整備を図るものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。